関市上下水道経営審議会から
上下水道使用料の見直しについて答申がありました

照会先　水道課　☎㉓7707　下水道課（審議会事務局）☎㉓7708　FAX㉓7741

平成22年11月5日に諮問した上下水道使用料の見直しについて、平成23年11月28日に関市上下水道経営審議会（会長　山中一義氏）から尾関市長に対し、次のとおり答申されました。（答申書は、市ホームページに掲載してあります。）

◎答申の概要

(1)上水道（簡易水道および飲料水供給施設を含む）の使用料の見直しについて

ア　経営の安定を図りつつ、老朽管等の更新事業に必要な費用の一部を賄うため、上水道使用料を平均19・9パーセント引き上げる改定をすること

イ　費用負担の公平性をより明確にするため、現行の用途別使用料体系を口径別使用料体系に改めること

(2)下水道（農業集落排水およびコミュニティ・プラントを含む）の使用料の見直しについて

ア　経営の安定を図りつつ、効率的な事業を推進するため、下水道使用料を平均22・5パーセント引き上げる改定をすること

イ　下水道事業は汚水処理に係る固定費が大きいため、現行の基本料金および超過料金の区分は変更せず、全体としてバランスのとれた料金設定とすること

(3)改定の時期について

市民への周知を図った上で、できる限り早い時期の改定が望ましい

今回の答申に基づいて上下水道の使用料が改定されると、上水道使用料は平成20年度の大口需要者向けの改定を除けば、昭和56年以来31年ぶり、下水道使用料は平成15年以来9年ぶりの改定となります。（合併前の旧町村の地域は、平成20年度の上下水道使用料の統一以来4年ぶりの改定となります。）

【説明会を開催します】

今回の答申の内容や上下水道事業の状況について、自治会連合会の支部ごとに説明会を開催しますので、ご参加ください。

支部名	期日	場所
旭ケ丘	1月26日(木)	旭ケ丘ふれあいセンター
桜ケ丘	1月31日(火)	桜ケ丘ふれあいセンター
安桜	2月1日(水)	安桜ふれあいセンター
富岡	2月3日(金)	富岡公民センター
倉知	2月7日(火)	倉知ふれあいセンター
広見	2月8日(水)	広見公民センター
瀬尻	2月10日(金)	小瀬南公民センター

※時間は、いずれも午後7時～8時

※この表に記載のない支部の説明会は、広報せき2月1日号以降でお知らせします。

◎現行の使用料と今回の答申の内容で改定した場合の使用料の比較

○改定前の上水道使用料（消費税込み）

(1)　専用給水装置

種別（用途）	区分	水量	使用料（円）
第１種（家事用） 第２種（学校　幼稚園　保育所用）	基本料金（１月につき）	10㎥以下	525.0
	超過料金（1㎥につき）	10㎥超え 20㎥以下	73.5
		20㎥超え	115.5
第３種（業務用）	基本料金（１月につき）	10㎥以下	525.0
	超過料金（1㎥につき）	10㎥超え 20㎥以下	94.5
		20㎥超え 300㎥以下	136.5
		300㎥超え 1,000㎥以下	157.5
		1,000㎥超え	178.5
第４種（湯屋業用）	基本料金（１月につき）	50㎥以下	1,575.0
	超過料金（1㎥につき）	50㎥超え	42.0
第５種（臨時用）	―	1㎥につき	315.0
第６種（消防車庫　児童公園）	―	１施設につき	525.0

(2)　量水器使用料（1個１カ月につき）

口径（mm）	13	20／25	30	40	50	75	100	150
使用料（円）	63	126	231	241.5	1,470	1,890	2,415	4,620

(3)　私設消火栓　消防演習のため使用する場合１栓１回 20 分まで 105 円、10 分増すごとに 52.5 円

○改定後の上水道使用料（消費税込み）

(1)　基本料金（1カ月につき）

口径（mm）	金額（円）
13	588.00
20	651.00
25／30	1,438.50
40	2,047.50
50	2,777.25
75	3,738.00
100	4,357.50
150	9,066.75

(2)　水量料金（1㎥につき）

使用量	金額（円）
10㎥以下	21.0
10㎥超え 20㎥以下	84.0
20㎥超え 300㎥以下	136.5
300㎥超え	189.0

(3)　湯屋業用料金

区分	水量	金額（円）
基本料金（１月につき）	50㎥以下	1,890.0
超過料金（1㎥につき）	50㎥超え	50.4

(4)　臨時用料金　1㎥につき 315 円（改定なし）
(5)　私設消火栓用料金　消防演習のため使用する場合１栓につき１回20分まで105円、10分増すごとに52.5円（改定なし）

○上水道使用料の計算方法（一般家庭の場合）

改定前	家事用の基本料金と超過料金の合計＋量水器使用料
改定後	基本料金＋水量料金

○下水道使用料（消費税込み）

種別		区分	水量	改定前（円）	改定後（円）	差額（円）	改定率（%）
第1種	一般用（第2種以外のもの）	基本料金（1月につき）	10㎥以下	892.50	1,102.50	210.00	23.5
		超過料金（1㎥につき）	10㎥超え 20㎥以下	94.50	115.50	21.00	22.2
			20㎥超え 40㎥以下	99.75	120.75	21.00	21.1
			40㎥超え	105.00	126.00	21.00	20.0
第2種	公衆浴場用	1㎥につき		6.3	改定なし	—	—
計測器使用料		1個につき		262.5	改定なし	—	—

◎１カ月の使用料の比較

実際の使用料の請求は、２カ月分を合計した額になります。
◇消費税込みの額です。
◇上水道は、家事用（口径13ミリの量水器使用料を含む）で計算してあります。

	20㎥使用したとき			30㎥使用したとき		
	改定前(円)	改定後(円)	差額（円）	改定前(円)	改定後(円)	差額（円）
上水道使用料	1,320	1,630	310	2,470	3,000	530
下水道使用料	1,830	2,250	420	2,830	3,460	630
合計	3,150	3,880	730	5,300	6,460	1,160

◎他市の使用料との比較

上水道使用料
（１カ月当たり、消費税抜き）
（家事用の口径１３ミリでメーター使用料を含む）

平成23年４月１日現在

下水道使用料
（１カ月当たり、消費税抜き）